

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 平成 23 年移転価格税制に関する改正法

平成 23 年 6 月 30 日に所得税法等の改正法が公布・施行されました。改正法には移転価格税制の改正項目が含まれており、国税庁は、関係通達及び事務運営指針の改正案を公表するとともに、改正案に対するパブリックコメントを募集しました。今回の改正で最も注目されるのは、次の 3 点です。

1. ベスト・メソッド・ルールの導入

独立企業間価格の算定方法の選定に関する改正です。

従前の移転価格税制では、いわゆる「基本三法」（独立価格比準法・再販売価格基準法・原価基準法）に絶対的なプライオリティがおかれ、これら基本三法が適用不可能な場合に限り、それ以外の取引単位営業利益率法や利益分割法などの適用が認められるというヒエラルキーがありました。

今回の改正ではこのヒエラルキーを取り払い、全ての方法について同等に比較検討し、最も適切な方法（ベスト・メソッド）を適用すべきこととされました（租税特別措置法 66 の 4②）。なお、基本三法が十分な比較可能性をもって適用可能な場合には、基本三法が最も適切な方法とされ、一定の優先が残されます（移転価格事務運営指針案 3-2）。しかしながら、「あらゆる算定方法を一度同じ土俵に乗せて検討した上で、残った算定方法のうちに基本三法に該当するものがあればそちらを優先する」という比較順位になることで、算定方法の選定は大幅に柔軟化されます。

2. 独立企業間価格の定義（レンジの採用と、調整の基準となる価格の明確化）

2-1 レンジの取扱いの明確化

コンパラが複数ある場合に、それらの取引価格のレンジの中に国外関連取引の価格があるときは移転価格課税を行わない旨が明記され、独立企業間価格を、点ではなく幅（レンジ）としてとらえる考え方が明確に肯定されることになりました（租税特別措置法関係通達案 66 の 4③-4）。

2-2 税務調整の基準とすべき価格

国外関連取引の価格がレンジの外にある場合には税務調整が必要となりますが、その調整金額の算定の基準となる価格の算定方法についても、従来通りの平均値を原則としながらも、合理性が認められる場合には中央値（メディアン）等を用いることができる旨明言され、柔軟化が図られています（移転価格事務運営指針案 3-5）。

3. シークレットコンパラブルの適用手続き

調査の際、独立企業間価格の算定に必要な書類が「準備に通常要する期間」として定められた期間内に提出されない場合にはシークレットコンパラブル等を用いることができるものとされていますが、改正案では「期日の再設定を繰り返し行い、当初の期日から相当の期間が経過し、それ以後の書類の提示又は提出が見込まれないとき」にシークレットコンパラに拠る推定課税を行うものとしており、適用手続きがより具体的に示されるとともに、納税者にさらなる猶予を認める内容になっています（移転価格事務運営指針案 2-5②）。これは、OECD ガイドラインのシークレットコンパラに対する否定的な立場を反映したのとみられます。

お見逃しなく！

この改正は、22 年に改定された新 OECD ガイドラインの主旨に沿う内容となっており、OECD ガイドラインの国際標準化と共に、諸外国の関係会社との統合的な移転価格対策がさらにスムーズかつ現実的なものになると望まれます。

移転価格サービスについてはこちらをご覧ください <http://www.gtjapan.jp/service/international/tp.html>